

40歳以上の国民健康保険加入者の人へ

令和7年度 特定健康診査のご案内

町では、生活習慣病予防のための特定健康診査を実施します。対象の人には、オレンジ色の封筒で受診票を送付しますのでご確認ください。

	40歳～65歳	66歳～74歳
受診票送付時期	5月上旬	6月中旬
健診期間	5月19日～6月30日	7月1日～8月13日
	<u>医療機関の混雑を避けるため、年齢により上記実施期間を定めています。</u> <u>指定期間内の受診にご協力ください。</u>	
料金	無料	
主な検査項目	問診・身体計測・診察・血圧測定・尿検査（尿糖・尿蛋白・尿潜血）・血液検査（脂質・肝機能・腎機能・血糖） など	
持ち物	・特定健康診査受診票 ・国民健康保険の資格を有していることがわかるもの（マイナ保険証、資格確認書、被保険者証（有効期限内のもの）のいずれか）	
受診場所	町指定医療機関（受診票に同封された案内をご確認ください）	
その他	・治療中（医療機関への通院中）の人も特定健診の対象となります。 ・75歳以上の後期高齢者医療制度加入者には8月下旬にすこやか健診の案内を発送予定です。	

国民健康保険 人間ドック助成金制度 について

町では、健康の保持増進と生活習慣病の早期発見を目的に、人間ドック検査料を助成しています。

助成金額	被保険者一人につき検査料の半額（上限2万円）
申請期間	4月1日～令和8年3月31日
申請要件	・受診日において40歳から74歳までの人 ・国民健康保険税の滞納がない人 ・特定健診を受診していない人 ・受診日から6カ月以内の人 ・人間ドックの検査項目が、特定健診の検査項目を満たしている人 ・他の医療保険から人間ドック助成金などを受けない人
持ち物	・人間ドック検査料の領収書 ・印鑑（朱肉を使用するもの） ・振込先の分かるもの ・検査結果表 ・資格情報のお知らせ、資格確認書、被保険者証（有効期限内のもの）のいずれか
	住民環境課（4番窓口）
申請場所 その他	・ <u>助成は上記期間内に被保険者1人につき1回が限度です。</u> ・検査結果は健康管理の指導などに活用させていただきます。 ・特定健診の受診と人間ドック助成金制度は併用できません。

勤務先の健診を受ける人へ（お願い）

町国民健康保険加入者で勤務先の健康診断を受ける人は、特定健診を受診する必要はありませんが、住民環境課へ健診結果のコピーなど書類の提出にご協力ください。